

平成30年9月定例会 経済委員会（事前）

平成30年9月7日（金）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

来代委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（10時41分）

これより、農林水産部関係の調査を行います。

この際、農林水産部関係の9月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第7号 平成30年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第8号 平成30年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について
- 議案第9号 平成30年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について
- 議案第14号 広域農道工事新築橋上部工の請負契約について
- 報告第4号 平成29年度決算に係る資金不足比率の報告について

【報告事項】

- 台風・豪雨に係る農林水産業被害状況等について（資料1）
- 平成29年度徳島県農林水産基本計画レポートについて（資料2，3）
- T P P 11等の現状について（資料4）
- ターンテーブルの運営状況について（資料5）

川合農林水産部長

まず冒頭に、7月の豪雨、それから8月から9月にかけては台風、そして昨日は北海道のほうで大きな地震も発生いたしまして、この間、人的な被害、物的な被害が多く発生いたしております。お亡くなりになりました皆様方の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被害を受けられました方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、お手元にお配りをいたしております経済委員会説明資料によりまして、農林水産部関係の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、平成30年度9月補正予算案、公共事業に係る受益市町負担金、請負契約及び平成29年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

まず、今回の9月補正予算案につきましては、県民の命と暮らしを守る安全安心対策をはじめとした喫緊の課題解決を図り、とくしま地方創生実感を更に加速するため、所要の予算措置を行うものでございます。

それでは資料の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総括表でございますが、一般会計につきまして、補正額欄の一番下の段に記載のとおり6億6,314万4,000円の増額をお願いするもので、補正後の予算総額は346

億9,278万6,000円となっております。

補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

次に、2ページをお開きください。

課別主要事項について、御説明を申し上げます。

まず、もうかるブランド推進課関係でございます。1段目の計画調査費、摘要欄①のアの阿波ふうど機能性表示事業でございます。本県農産物の高付加価値化や販路拡大等を図り、もうかる農業の実現につなげていくため、機能性表示食品制度に係る研究レビューの作成と届出を支援する経費として850万円の増額をお願いするものでございます。

次に、3ページです。

畜産振興課関係でございますが、5段目の家畜保健衛生費、摘要欄①の家畜保健衛生所運営費につきましては、本年6月18日に発生をいたしました大阪府北部を震源とする地震による大阪府でのブロック塀の倒壊被害事案を受けまして、県が実施した県有施設におけるブロック塀の緊急総点検の結果を踏まえ、現行の建築基準法に適合しないブロック塀の撤去、改修と、今後に万全を期すための専門家による詳細な点検に要する経費として901万4,000円の増額を、摘要欄②のアの高病原性鳥インフルエンザ防疫体制整備事業につきましては、本年1月、四国で初めて発生した高病原性鳥インフルエンザへの対応から得た経験を踏まえまして、発生の危険性が高まる、この秋以降を見据えた、発生させない、持ち込ませない対策と発生予防対策の充実強化による防疫体制の整備に要する経費として2,500万円の増額を、それぞれお願いするものでございます。

畜産振興課の合計といたしましては3,401万4,000円の増額をお願いしております。

次に、4ページをお願いいたします。

林業戦略課関係でございます。2段目の林業総務費、摘要欄①的林業諸費につきましては、先ほども申し上げましたが専門家によるブロック塀の詳細な点検に要する経費として10万円の増額をお願いするものでございます。

次に、5ページです。

水産振興課関係でございますが、3段目の水産業振興費、摘要欄①の漁業用無線局管理費につきましては、本県沿岸域で操業する漁船の安全性を確保するため、無線機器の更新に要する経費として300万円の増額をお願いするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

農林水産総合技術支援センター経営推進課関係でございますが、2段目の農業総務費、3段目の農業改良普及費、9段目の畜産研究費、12段目の森林林業研究費、それぞれの摘要欄①の農林水産総合技術支援センター運営費につきましては、現行の建築基準法に適合しないブロック塀の撤去、改修と、今後に万全を期すための専門家による詳細な点検に要する経費として、合わせて574万円の増額をお願いするものです。また、5段目の農業研究費、摘要欄①の受託試験研究費につきましては、農薬登録に必要なデータを収集する受託試験研究に要する経費として459万円の増額をお願いするものでございます。

経営推進課合計といたしましては1,033万円の増額をお願いしております。

次に、7ページでございます。

農山漁村振興課の関係でございますが、5段目の土地改良費、摘要欄①の県単独土地改良事業費につきましては、平成30年7月豪雨により崩壊した斜面の応急対策と、ため池に

流出した倒木の撤去など、二次災害の予防対策に要する経費として1億5,000万円の増額をお願いするものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

生産基盤課の関係でございますが、3段目の農地防災事業費、摘要欄①の震災対策農業水利施設整備事業費につきましては、市町による防災重点ため池のハザードマップ作成を支援するための経費として4,720万円の増額をお願いするものでございます。

次に、9ページでございます。

森林整備課の関係でございますが、3段目の林道費、摘要欄①の県単独林道事業費につきましては、平成30年7月豪雨により被災した林道を早期に復旧し、県産材生産を再開するための経費として1億5,000万円の増額を、4段目の治山費、摘要欄①の県単独治山事業費につきましては、同じく平成30年7月豪雨による山地災害を早期に復旧をいたしまして、山地に起因する災害から県民の皆様の生命・財産を保全するための経費として2億6,000万円の増額を、それぞれお願いするものでございます。

森林整備課合計といたしまして4億1,000万円の増額をお願いしております。

次に、10ページをお願いいたします。

2、その他の議案等といたしまして、（1）受益市町負担金についてでございます。

これは、県が実施する公共事業に対し、地元の市町から事業の種類・内容に応じまして、それぞれの割合で負担していただくものとなっております。

まず、農山漁村振興課及び生産基盤課所管のアの県営土地改良事業費に対する受益市町負担金につきましては、詳細は10ページから12ページに記載のとおり、徳島市ほか17市町に対し、事業内容により、それぞれの割合で負担していただくものでございます。

次に、13ページをお開きください。

生産基盤課所管のイの広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金につきましては、鳴門市ほか5市町に対し、漁港の種別や事業内容により、それぞれの割合で負担していただくものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。

森林整備課所管のウの県営林道開設事業費に対する受益市町負担金につきましては、美馬市ほか4市町に対し、森林基幹道について10.7%の割合で負担をしていただくものでございます。

次に、15ページでございます。

（2）請負契約についての御承認をお願いするものでございます。

広域農道工事新築橋上部工の請負契約につきましては、那賀町築ノ上で行う橋梁上部建設工事として、議決のあった日の翌日から平成33年1月31日までを工期とする契約を締結しようとするものでございます。契約金額は9億8,604万円で、契約の相手方は、一般競争入札の結果、宮地エンジニアリング株式会社を代表構成員とする宮地エンジニアリング・アルス製作所・ノヴィルパブリックワークス広域農道工事共同企業体となっております。

次に、16ページをお開きください。

（3）平成29年度決算に係る資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成29年度決算

に係る公営企業の資金不足比率を報告するものでございます。

農林水産部におきましては、徳島県港湾等整備事業特別会計の中で、林業戦略課が所管いたします県営貯木場に係る管理運営費が計上されておりますが、それらを含め、同特別会計につきましては、資金不足額は発生しておりませんので、資金不足比率の欄に、「－」で記載しております。

次に、17ページでございます。

資金不足比率の議会への御報告に先立ちまして、県監査委員による審査をお願いしております。その結果、18ページの第3、審査の意見にございますように、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類につきましては、いずれも適正なものとお認めいただいたところでございます。

提出予定案件の説明は、以上でございます。

この際、4点御報告を申し上げます。

1点目は、台風・豪雨に係る農林水産業被害状況等についてでございます。

お手元にお配りしております資料1を御覧ください。

平成30年7月豪雨に係る被害につきましては、8月9日時点で取りまとめた確報値として、総額約32億8,300万円となっております。その内訳として、まず、農業被害につきましては、農地のけい畔崩壊や農道の路肩崩壊等の農業用施設被害が計41か所で約1億2,500万円、オクラの果実のすれや、かぼちゃの冠水等の農作物被害が計9.3ヘクタールで約600万円、合計としまして約1億3,100万円の被害となっております。

また、林業被害につきましては、林地の山腹崩壊や林道の路肩崩壊等の林業用施設被害が計111か所で約31億5,100万円、スギの倒木被害が1ヘクタールで約100万円、合計としまして約31億5,200万円の被害となっております。

県といたしましては、関係機関と連携を図りながら、大雨に伴う農作物管理の技術指導や国の災害査定を受け、速やかに災害復旧事業等に着手できるよう準備を進めるなどの対応を講じたところでございます。

9月6日より、国の災害査定が開始されており、今後とも、関係機関と連携を図りながら、速やかな農林業施設の復旧に向け、取組を進めてまいります。

また、他の県において、多くのため池が決壊したことから、県内において464か所のため池を緊急に点検いたしました。その結果、6か所で応急措置が必要と判断されたので、関係機関と連携し、適切に対応したところでございます。

続きまして、裏面2ページでございます。

去る8月23日に本県に上陸した台風第20号に係る被害につきましては、8月30日時点で総額約4,700万円となっております。内訳といたしまして、農業被害としましてビニールハウスの被覆資材の破損やナスの果実のすれ等、計18か所、34.2ヘクタールで約2,400万円、林業被害につきましては林道の法面崩壊の林業用施設被害が1か所で約2,000万円、水産業被害につきましては防波堤の一部破損等の水産業用施設被害が計9か所で約300万円となっております。

また、9月4日に、本県に上陸した台風第21号に係る被害につきましては、現在、関係機関と連携をしまして調査中ではありますが、9月5日時点では、台風による暴風雨の影響で、農業被害につきましては、ビニールハウスの破損や畜舎の一部損壊の農業用施設被害

が計30か所、また、水稻やケイトウの倒伏、ナス等の果実のすれ、梨の落果、ミカンの枝折れ等の農作物被害を確認しておりまして、引き続き調査を進めております。林業被害につきましては、林道の法面崩壊等の林業用施設被害が計3か所、水産業被害につきましては、漁船の転覆や、漁協の共同利用施設の一部損壊等の水産業用施設被害が計22か所となっております。

林業、水産業につきましても農業と同様に、引き続き調査を進めているところでございますが、全力を挙げて被害状況の早期全容把握に努めるとともに、必要な対策を講じてまいります。

2点目でございます。

平成29年度徳島県農林水産基本計画レポートについてでございます。

お手元の資料2でございます。

徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本条例第39条の規定に基づき、平成29年度から32年度の4年間で計画期間とする第3期農林水産基本計画に掲げる施策の平成29年度の実施状況について、五つの基本戦略の施策体系に沿って、御報告申し上げます。

1ページをお開きください。

まず、基本戦略Ⅰ，人を「育む」でございます。

1の農業の担い手育成及び確保では、専門高校から農業大学校、徳島大学へと連なる本県独自のキャリアアップシステムの充実を図るとともに、アグリサイエンスゾーンにおいて、実践力の高い人材育成に努めました。

2の林業の担い手育成及び確保では、とくしま林業アカデミーにおいて、現場での即戦力を育成するとともに、女性参入を促進する交流会等を実施し、新たな担い手の確保を推進しました。

3の水産業の担い手育成及び確保では、とくしま漁業アカデミーや漁業人材育成プログラムにより、経営感覚に優れた漁業者の育成に取り組みました。

次に、2ページをお願いいたします。

基本戦略Ⅱ，生産を「増やす」でございます。

1の水田農業の振興では、担い手への農地集積等により、大規模経営農家を育成・支援するとともに、耕畜連携による飼料用米の作付けや酒造業者との連携による酒米産地の育成を推進しました。

2の園芸農業の振興では、品目ごとに課題解決プログラムを策定するなど、地域特性に応じ、産地や流通の構造改革を実施しました。

3の畜産業の振興では、経営規模拡大やグローバル化に対応するためのブランド化などを支援するとともに、県産畜産ブランドの増産と海外展開など販売拡大対策を推進しました。

4の林業及び木材産業の振興では、路網整備や搬出間伐を進めるとともに、主伐に対応した先進林業機械の導入などを支援しました。

次に、3ページを御覧ください。

5の水産業の振興では、浮魚礁の設置や県有種苗生産施設の生産性向上を図るなど、漁獲量の向上に向けた取組を展開し、高品質で安全・安心な水産物の安定供給を推進しました。

6のオープンイノベーションの加速では、農林水産3分野のサイエンスゾーンにおいて、ブランド力強化のための新品種や生産力向上に資する新技術の開発など、未来を切り拓く新たなイノベーションの創出を図りました。

7の安全・安心な食料の安定的供給では、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたこだわり農産物の需要拡大に対応するため、GAPの認証取得を推進したところがございます。

8の食育・地産地消の推進では、地域の食文化の情報発信やとくしま食育フェスタ、料理レシコンクールなどの開催により、食の理解醸成を図りました。

次に、4ページをお願いいたします。

基本戦略Ⅲ，マーケットを「拓く」でございます。

1の挑戦するとくしまブランドの展開では、地域商社阿波ふうど、ターンテーブル、キャンペーン車両等をフル活用し、本県の豊かな食、阿波ふうどの認知度向上と販売拡大に努めたものでございます。

2の6次産業化の促進では、6次産業化プランナーの派遣、首都圏のバイヤーを招へいた研修会や商談会の開催等により、マーケットインによる売れる商品づくりと販路拡大を支援しました。

3の海外展開の促進では、新たなマーケットの開拓や意欲ある農林漁業者の海外展開の支援等に取り組んだものでございます。

次に、5ページに参ります。

基本戦略Ⅳ，生産を「支える」でございます。

1の農業生産基盤の整備及び保全では、ほ場整備や農業用水のパイプライン化を推進するとともに、老朽化した用排水施設の長寿命化・耐震対策を実施しました。

2の林業生産基盤の整備及び保全では、森林境界の明確化や森林経営計画の策定促進、林内路網の整備に取り組みました。

3の漁業生産基盤の整備及び保全では、漁港及び海岸の整備や漁港施設等の長寿命化対策を推進しました。

4の南海トラフ・直下型地震への対応では、農業版BCPや漁業版BCPに基づく訓練の実施、早期復旧・復興を進めるための地籍調査の一層の促進を図ったものでございます。

5の自然災害等への対応では、台風、豪雨による山地災害や地すべり被害の防止、軽減対策を実施するとともに、危険箇所の日常点検等を推進したものでございます。

続いて、6ページをお願いいたします。

基本戦略Ⅴ，地域を「守る」でございます。

1の多様な主体による協働活動と農林水産業への参画では、田んぼの学校の開催やとくしま農山漁村（ふるさと）協働パートナーの活動を推進いたしまして、県民の皆様が農林水産業への理解を深めるための体験や学習の場を提供したものでございます。

2の都市農村交流と移住・定住の促進では、にし阿波の傾斜地農耕システムの世界農業遺産認定を契機といたしますインバウンド等の増大に対応するための研修会を実施いたしました。

3の中山間地域等への支援では、国の日本型直接支払制度を活用し、多面的機能の維

持・保全や耕作放棄地の発生防止など、集落ぐるみで地域農業を支える取組を支援しました。

7ページに参ります。

4の鳥獣による被害の防止では、鳥獣被害対策指導人材の育成や捕獲対策の強化を図りますとともに、阿波地美栄の需要拡大を推進しました。

5の地球環境の保全への貢献では、自然エネルギーを活用した発電施設の導入支援やバイオマスの利用促進を図ったものでございます。

6の地球温暖化への対応につきましては、気候変動に適応し、安定した生産を行うため、高温耐性を持つ水稻品種あきさかりやワカメ新品種の導入促進等に取り組みました。

詳細につきましては、資料3の平成29年度徳島県農林水産基本計画レポートを御参照いただければと存じます。

続きまして、報告事項の3点目でございます。

T P P 11等の現状について御報告をいたします。

お手元の資料4を御覧ください。

まず、1のT P P 11でございます。

(1)の経過の部分でございますが、平成25年7月に、まず我が国がT P P 協定交渉に参加いたしまして、平成27年10月に大筋合意に達したものでございますが、平成29年1月に米国が協定から離脱することとなりました。その後、米国を除く11か国での署名に至り、現在のところ、日本をはじめメキシコ、シンガポールの3か国で国内手続が完了しているところでございます。

(2)合意の内容といたしましては、関税関連項目は平成27年10月の大筋合意の内容から変更はなく、米国の復帰を前提として著作権保護など規定の一部が凍結されております。また、協定参加11か国中6か国の国内手続が完了すれば、60日後に本協定が発効することとなります。報道などによりますと、現在、年内にも国内手続の完了が見込まれる国が、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナムなどとされており、順調に進めば、年明けにも協定が発効することが見込まれている状況となっております。

次に、2の日E U・E P Aでございます。

経過につきましては、平成29年12月に交渉妥結し、平成30年7月17日に協定書の署名がなされたところであります。報道によりますと、この秋にも、それぞれの国会に協定を批准する法案を提出するとされておりまして、早ければ、年明けにも本協定が発効することが見込まれている状況でございます。

次に、主な品目に対する合意内容でございますが、表に記載いたしておりますとおり、工業製品と自動車部品は関税の即時撤廃、牛肉は段階的に関税の引下げ、木材等は年数を掛けて段階的に関税の撤廃となっております。

次に、裏面の2ページを御覧ください。

3の国の対応でございますが、総合的なT P P 等関連政策大綱を改定するとともに、一連の動きの中で、国としての影響効果分析を行っております。

T P P 11及び日E U・E P Aが発効した場合の影響でございますが、表にお示ししておりますとおり、それぞれG D Pや労働供給が増加すると見込まれている一方で、農林水産物の生産額は減少するのではないかと分析結果が公表されているところでございます。

さらに、4のRCEPや5のFFRの交渉が進められているところでございまして、今後、経済のグローバル化が更に進展していくと見込まれているところでございます。

資料の3ページでございます。

先ほど国の試算を御紹介いたしました但、TPP11及び日EU・EPAによる徳島県への影響でございます。

国の分析方法を基に、本県の実情に合わせて試算を行いましたところ、TPP11の場合は、県内総生産額でプラス446億円、就業者数でプラス2,500人、一方、農林水産物では、マイナス11億円からマイナス15億8,000万円と試算されました。牛肉、豚肉、合板等を中心に、影響が見込まれているところでございます。

また、日EU・EPAの場合は、県内総生産額でプラス297億円、就業者数でプラス1,600人、一方、農林水産物ではマイナス5億3,000万円からマイナス10億7,000万円と試算され、牛肉、豚肉、構造用集成材などを中心に、影響が見込まれております。

県といたしましては、今後、関係部局一体となりまして、協定発効後を見据えた新たな基本方針を策定するとともに、来年度予算編成に向け具体的施策の検討を進めてまいり所存でございます。

4点目でございます。ターンテーブルの運営状況についてでございます。

資料5になります。

首都圏における情報発信と交流の拠点ターンテーブルは、今年2月のオープンから半年以上が経過いたしました但、この度、運営事業者より、開業以降の運営状況と、運営初年度の収支状況について報告がありましたので、御説明を申し上げます。

まず、1の開業以降の施設運営状況の（1）部門別の利用者数の欄を御覧ください。

開業から7月末までの期間中、レストランでは2,656人、バル・マルシェでは6,793人が利用いただき、ホテルでは6,542人が宿泊し、宿泊施設の稼働率は66%となりました。

次に、（2）イベントの参加者数でございます。期間中、30回のイベントを開催し、2,489人に御参加いただき、徳島の食や文化などを体験していただいたところでございます。

次に、2の最近の具体的な事例としまして、まず（1）本県の認知度向上、施設のブランディングに関する事例でございます但、週刊誌、ラジオ放送、インターネットニュースなどの様々なメディアで紹介され、インターネットニュースの閲覧件数も非常に多いという記録も出ております。このように、インフルエンサーや口コミによる戦略的情報発信の波及効果も現れてきたものと考えておるところでございます。

次に（2）県産品の販路拡大の事例では、外資系高級ホテルの総支配人や、東京オリンピック・パラリンピックにも関与する大手広告代理店の幹部の皆様などに訪れていただきまして、施設のコンセプトや料理を高く評価していただいたところでございます。また、施設での飲食をきっかけに、都内の高級飲食店が県産食材の仕入れを開始するなどの事例などが報告されております。

裏面2ページでございます。

（3）「とくしま回帰」の推進や県人の活躍の後押し事例でございます。まず、海陽町が地元企業とともに開催いたしました移住促進交流イベントや、県内の藍染めアーティストによるしぼり染めワークショップなどを開催し、首都圏の皆様にも、徳島の魅力を体感



していただきました。

次に、3の運営上の新たな取組でございます。代表的なものを二つ挙げております。

まず、2階レストランで好評な単品料理を1階のバルでも提供することにより、1階部分の集客力を強化したところであります。

また、今後、週末に屋外で特設マルシェを開催し、近隣にお住まいやお勤めの皆様の利用拡大を図る取組を始めることを予定しております。

次に、4の平成29年度収支状況でございます。今年2月4日オープンから3月末まで、運営初年度2か月間の収支状況であります。期間中の総売上高では約2,268万円、食材調達などを含む売上原価が約1,130万円、これを差し引いた売上総利益として約1,137万円、その他人件費、一般管理費等として約2,331万円を要したため、最終的な計経常利益としましては約1,194万円のマイナスとなっております。

これにつきましては、オープン当初には初動的な経費を要することもございまして、想定された範囲の結果となっているものでございます。

この際、併せて、5の運営事業者の社名変更について御報告させていただきます。運営事業者の株式会社D I Y工務店では、事業内容を明確化し、取引先等からの信用力を高めることを目的に、本年6月5日付けで社名を株式会社Turn Tableに変更しております。

今後も引き続き、運営事業者との連携を密にしまして、本施設の安定的な運営とともに県産品の販売拡大、とくしま回帰など、施設に掲げる設置目的がしっかりと発揮されるよう、効果的な運営に努めてまいります。

報告事項は以上でございます。

委員の皆様方、御審議のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

来代委員長

川合部長、関西国際空港で船がぶつかって使えないとか、滑走路が使えないとかいうけれど、報告がないが、徳島県の農林水産物に何も影響がなかったと取っていいんですか。

川合農林水産部長

現在調査中の部分もございすけれど、本県の一部農林水産物で関西国際空港を利用している物もございす。ただ、例えばすだちとかでございすと、出荷がまだ、これから先になりますので、直ちに影響は出ておりませんが、引き続き、関西国際空港の今後の再開の状況とか、よく見ていかないといけないと思っております。

それから、一部、今、この時点で輸出していく物はございす。そういったものは成田国際空港に切り替えていく部分もございすので、この辺についても関係の所と連携をして、しっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

また、いずれにしましても、今の状況をよく見てまいりたいと思っております。

来代委員長

地震と関西国際空港の問題は社会的、世間的にこれだけ騒いでいるのに、何も報告がないのはおかしいと思っただけですが、やっぱりきちんと報告していただいたほうが良かつ

たように思いますので、よろしく申し上げます。

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

#### 井川委員

6月議会から、私も言うておりますんで、ターンテーブルのことを聞かせていただきます。

収支であります、年度ごとに報告を受けておりますが、今も受けまして1,190万円の赤字ということでございます。

開業2か月ということで、やっぱり開業時にはいろんな目に見えないこともありますし、たくさんお金が掛かることもありますから、これはもう仕方ないことでございますが、この2か月間の収支決算を県はどのように見ているかちょっと教えていただきたいと思っております。

#### 阿部もうかるブランド推進課長

ただいま、井川委員からターンテーブルの平成29年度の収支をどのように捉えているかということで御質問を頂いております。

今回、御報告をさせていただきました平成29年度の収支につきましては、井川委員からお話しのとおり、平成30年2月のオープンから3月末までの2か月間ということで運営事業者のほうから報告を受けたものでございます。内容といたしましては、飲食、物販、宿泊、全ての部門の収支を取りまとめた数字ということでございます。

結果といたしまして、経常利益として約1,200万円のマイナスということになったところでございます。

この原因等につきまして、運営事業者に確認したところ、例えば調味料でありますとか、酒類でありますとか、開業当初の時点でストック可能なものについては一定量ストックをして、通常期よりも多くを仕入れたということでございまして、売上げの原価がかさんだということでございます。

また、開業当初ということで、スタッフも不慣れな環境の中で、お客様により丁寧に対応をするというようなこと、県産食材の良さを引き出すような質の高いレストランでの料理をはじめ、施設をしっかりと気に入っていただくということで、フロアスタッフでありますとか、アルバイトの体制につきましても手厚く配置をしたため、人件費が膨らんだというようなこと、公式のウェブサイト、PR動画など、施設の紹介用に必要な素材を制作するなど、初期のプロモーション費用が掛かったというようなことでございます。

これら開業当初の特殊要因の支出が多く含まれたということもございまして、経常利益を引き下げる要因になったものであるというふうに考えております。

この事例につきましては、昨年の2月議会のほうでも、初年度については収支の見込みについては、マイナスになるだろうということで御説明をさせていただいていた範囲内の結果ではないのかなという認識をしているところでございます。

今後も、当然、収支の改善ということでいきますと、売上げの拡大を図りまして、ただ

サービスのクオリティにつきましては、下げることなく可能な限りコストの削減にも取り組みまして、安定的な施設運営ができるよう運営事業者と連携してまいりたいというふうに考えております。

#### 井川委員

内容は分かりました。まだまだ2か月であります。まだ出来たばかりで、2か月でどうのこうの、半年でどうのこうの、これは言えないのかもしれませんが、継続的にお客さんというか、徳島のPRになるようなということで、頑張っていたいただきたいと思います。

慣らし運転ということで、この2か月と4月、5月、6月ときているのですが、平成30年度、これがやっぱり一番大事であると思いますので、今後、これからターンテーブルを高めるためにどのような取組をやっていくのかということをお聞かせいただきたいと思います。

#### 阿部もうかるブランド推進課長

今年度の取組の状況ということでございます。

今年度に入りまして、もう5か月がたったところでございます。合わせて7か月ということになるところでございますが、国内外から延べ1万8,000人以上のお客様にきていただきまして、食事や宿泊、お買物など、様々な目的で施設を利用いただいている方というのも、着実に増えてきているのかなというふうに考えているところでございます。

この間、通常の飲食、物販、宿泊などの施設営業に加えまして、県内の事業者の皆様でありますとか、市町村、それから関係団体の皆様とともに、食、それからその文化をテーマに、移住交流、とくしま回帰につながるような様々なテーマによりまして、徳島の発信イベントというのを数多く開催をいたしまして、多くの皆様に徳島を御体験いただいているというところでございます。

さらに、先ほども説明させていただきましたが、施設の特徴的なコンセプトに注目をしていただけるメディアもございまして、多くのそうしたメディアの中でも徳島県のユニークな取組というところにスポットを当てていただいて、情報発信の拠点としても、情報拡散という意味でも、全国、世界の多くの方に知っていただけるという意味でも順調なスタートを切っているのではないかとというふうに認識をしているところでございます。

一方、売上げということになりますと、やはり近隣住民の皆様の利用が若干少ないのかなというふうなこと、また、1階がバルという居酒屋機能、飲食機能を持っているんですけども、ホステルのロビーとしての雰囲気強いのではないかとという状況とか、これまでの運営の中でも、幾つかの課題というのも見えてきているところでございます。

そうした対応ということでございまして、例えば日曜日の屋外マルシェということで、周辺の住民の皆様には産の野菜をはじめ、県産品を買っていただく機会の創設でありますとか、近隣にお住まいの皆様、それからオフィス街にお勤めの皆様向けの広告の配布などによりまして、今一度ターンテーブルの存在でありますとか、サービスの内容等をお知らせいたしまして、更に集客を加速するプロモーションでありますとか、1階のバルと2階のレストランとの融合ということで、1階でも質の高いレストランでの素材を生かす料理、単品料理的なものを提供できるようにするでありますとか、あと1階のレイアウト、

配置につきましても、4名掛けのテーブルと椅子を新たに配置をいたしまして、1階でも、ゆっくりとお食事を楽しんでいただけるようなサービスというのも強化しているところでございます。

こうしたお客様の反応など、いろんな状況を受け止めまして、細かなところでの改善を繰り返しながら、施設の魅力を高め、より多くのお客様に施設を利用していただきまして県産品の認知度向上、販売拡大、徳島への人の流れを生み出すターンテーブルの本来の機能を今後とも効果的に発揮させてまいりたいというふうに考えているところでございます。

井川委員

いろいろ御説明を頂きまして、県もほぼ今のところ順調というか、予定どおりの計算と見ていると思いました。

ちょっと教えてもらいたいんですが、7月のレストランとマルシェですが、ホステルは結構人が入ってるんですけど、レストランの食事部分がガクンと落ち込んでいる要因が分かれば教えていただきたいと思えます。

それと会社名、DIY工務店が株式会社Turn Tableになったのは何か意味があるのかその辺も教えていただけたらと思えます。

阿部もうかるブランド推進課長

7月のレストランの売上げが下がったということでございまして、月ごとに見ていただきますと、月によりましていろんなばらつきがございまして。

その都度、運営事業者のほうからも状況を聞いているところでございまして、7月については、ひょっとしたら猛暑の状況とかということもあって、レストランでのコース料理とかというのが、お客様が少なかったのではないかとというふうなことで認識をしております。

また今後、詳しく、そうした月ごとのお客様の増減の理由ということも、改めて分析してまいりたいというふうに考えております。

あと、社名の変更につきましては、この度、ターンテーブルでの運営に集中していくということ、利用者の方、お取引の方、皆様にターンテーブルとしての名称を分かりやすく説明するということが、業務にも集中していくというような主旨で、名称の変更を考えたとお伺いをしておるところでございます。

井川委員

会社もターンテーブルを本業にということで、根性を入れたというところを見せたと思えますので、しっかり頑張ってくださいと思います。

確かに、7月、8月は暑かったから、私でもやっぱりちょっと食は落ちたと思えます。大変かなというところがございます。なお頑張ってくださいと思います。

いろいろ御説明も頂いたんですが、さきの6月議会でも説明があったんですが、首都圏での県人の活躍や新たな挑戦を後押しするような機能発揮についても、今後工夫を凝らして取り組んでもらいたい。

本当にせっかくああいうビルを徳島県が借りて運営させていくのですから、しっかりと東京で活躍する徳島県人、これから東京に打ち出していこうというような徳島の人間を後押しするような機能を拡充していただきたいと思います。

ターンテーブルが安定した運営の基に県民の皆さんはじめ、多くのお客様に喜ばれるサービスを提供し、施設に掲げる設置目的がしっかりと発揮されるよう運営事業者と連携し、引き続き頑張りたいと思います。

#### 達田委員

予算の説明を頂いたので、順次、お聞きをしていきたいんですが、この予算書のほうはちょっと離れてる部分もありますので、先日頂きました平成30年度9月補正予算（案）の主な事業に基づいてお聞きをしたいと思います。

まず、頻発する水害、土砂災害を迎え撃つ「安全・安心」対策の推進なんですけれども、農林水産部の分で、今回、全体で6億720万円の予算が付けられてるんですけども、農山漁村振興課、生産基盤課、森林整備課それぞれ、どういうところにどれだけ事業が行われるのか、先ほど説明を頂きました土砂災害でいろんな被害が出ておりますけれども、この被害が全部、解決できるような予算になっているのかどうかお尋ねをしたいと思います。

#### 柏谷農山漁村振興課長

ただいま、御質問のありました公共事業全体について御説明させていただきます。

7月豪雨被害からの早期の復旧復興に向けまして、災害復旧費、災害関連費などの既決予算を最大限活用しまして、地すべり地域、林地、林道の復旧を行っていくことはもとより、住民の安全安心を確保しまして、被災後の緊急的な応急対策を図るとともに、更なる災害を防ぎます災害予防対策をハード、ソフト一体となって進めてまいります。

内訳としまして、ハード対策の県単公共事業としまして5億6,000万円、一般ソフト対策としまして4,720万円の計6億720万円を要求してございます。

地すべり地域、林道の早期復旧に向けまして、まずハード対策といたしましては、国の関連予算とも連携して、まず県単独の土地改良事業として1億5,000万円、県単独の林道事業としまして1億5,000万円、同じく治山事業としまして2億6,000万円、公共合計としましては5億6,000万円を要求してございます。

ソフト対策としましては、市町におけるハザードマップ作成の支援対策として4,720万円を要求してございます。個別につきましては、それぞれ御報告させていただきます。

#### 板東生産基盤課長

当課では4,720万円を震災対策農業水利施設整備事業費として計上しております。この事業におきまして、防災重点ため池の、国のハザードマップの作成を全て行っていきたいというふうに考えております。

#### 井関森林整備課長

森林整備課でございます。

まず林道費についてでございますが、さきに説明がございましたように、まずは復旧事業は、国補事業を最大限に活用していくわけでございますが、国の補助事業の対象とならないような、きめの細かい対応といたしまして、県単で1億5,000万円の増額をお願いしているところでございますが、林道の早期復旧、そして木材生産活動の早期再開を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、治山費についてでございます。

これも同じく林地の復旧等につきましては、国補事業を最大限に活用していくわけでございますが、国の補助の対象とならない山地災害に対しての緊急的、機動的できめ細やかな対策や、次期降雨における二次被害を防ぐような災害予防対策を推進するため、治山費といたしまして2億6,000万円の増額を計上させていただいているところでございます。

#### 達田委員

先日、私も委員長のお膝元でございます三好市の災害の様子を見せていただいたんですけども、本当に山といっても、ものすごく険しい状況の中にあるなというのを痛感しました。裏山が崩れて家が危なくなるかもという所、それから既にもう田んぼや畑が、土砂で埋まっているというような所もたくさんございました。

また、一番困っているのが、何ととっても道路の寸断です。市道、県道、大変な状況でございますが、う回路をぐるぐる回って、たどり着いたというような所ございました。

裏山の崩落を放っておきますと、これだけ雨がたくさん降っておりますし、いつ地震が来るか分からないという状況の中で、本当に対策が急がれると思うんですけども、災害の復旧ということについては、この予算で十分足りるという状況なんでしょうか。

#### 板東生産基盤課長

今回の補正予算の県単土地改良事業についてお話しさせていただきます。三好市の地すべり防止区域において崩壊が見られております。

これらの事業に対して、国の補助事業で対応していく予定ですが、国補の対象にならないような事業については、この県単事業で対応していきたいというふうに思っております。

#### 達田委員

たくさん被害がありますので、裏山が崩壊したという場合に絞ってお尋ねしたいんですけども、こういう場合に、家が5軒なかったら事業としてなかなか取り上げられませんということが、今まで言われてたんですけども、家が1軒であってもいけるという制度がございますか。畑とかが一緒になっているような所。

#### 井関森林整備課長

治山事業について簡単に説明をさせていただきますと、これは、やはりまず保安林の中での崩壊を防いだり、それから溪流の荒廃を防ぐというふうな、主たるこの受益の対象が必要であるということと、それとやはり保安林でないと施行はできないというふうな形になっております。

それで今回では、特に山城地区におきましては、白川、西宇、根津木等で甚大な被害が発生いたしましたので、これは国費で速やかに対応していきたいと思っております。それから通常の治山事業につきまして、今年度補正があれば有り難いんですけど、補正ないしは来年度当初予算、これで速やかな解決を図ってまいりたいと思います。

ただ、補助の対象にならない保安林以外の所についてなんですけど、保安林に隣接している所で、一体的に治山事業を進めていくことが可能な所に限っては、保安林以外におきましても、県単の治山事業を活用していきたいと考えています。

#### 達田委員

今回痛感しましたのは、山が崩れてきている所は治山事業とかでいけると思うんですが、裏山が畑になっている、その隣が杉林とか、下が家とか、そういうふうな里山といいますか、いろんな機能を持った山に囲まれて暮らしておられる。

そしたら、県土整備部になるのか農林水産部になるのか、どちらの制度になるのかよく分からない所があって、それも崖の高さが足りないからとか、あるいは近隣の耕作者の数が足りないからとか、制度に当てはまらない所があるということなんですよね。

私は、徳島県全域そうだと思うんですけども、山村の現状というのをよくお考えいただいて、いろんなケースがあります。家がないとか、それから畑があるとか、畑だから農林水産部で、山だから県土整備部だとか、いろんなすみ分けがあると思うんですけども、そういう災害のときにきちんと復旧ができるよう、県としての制度を設けていただいて、さっと取組ができるように、是非していただきたいんです。

もうこれにも掛からない、あれにも掛からない、小さな被害ですと自分でしなければ仕方ないという所が、あちこちにございました。県西部だけとは限りませんので、県南部も山はたくさんございまして、山で暮らす人が安心して暮らせるような制度を設けていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それと次なんですけれども、高病原性鳥インフルエンザの対策に関してお尋ねしたいんですけれども、畜産振興課で今2,500万円ということで9月補正予算に上げられているんですが、様々な対応が予定されているわけです。この制度について新しい取組というのもございまして、是非、その内容を詳しく教えていただけたらと思っております。

#### 新居家畜防疫対策担当室長

ただいま、達田委員より9月補正予算に関する御質問を頂きました。

今年1月、香川県で発生しました鳥インフルエンザの対応から得た経験を踏まえた対応に係る資材とか、機器の整備に関する予算を要求させていただくものでございます。

そもそも、高病原性鳥インフルエンザでございましてけれども、1925年の発生以降、長らく清浄性を保っておりましたが、平成16年1月、山口県で国内で79年ぶりに発生いたしました。その後、毎年のように発生が続発し、これまで20道府県で、97農場で確認されております。

幸い、平成28年度までは四国での発生は確認されておりましたが、昨年度、平成30年1月でございましてけれども、香川県において四国初となる発生が確認されたところでございます。

香川県におきましても、さぬき市ということで徳島寄りということで、この発生農場を中心に半径10キロメートルの線を引いたところに徳島県の一部が掛かるということで、何としても本県へのウイルス侵入を防止するということから、香川県から本県への主要幹線道路沿い5か所に消毒ポイントを設置し、約1,000名もの職員を動員し、24時間体制で畜産関係車両の車両消毒を実施したところでございます。

ただ、この実施した日、1月12日でございますが、冬の大寒波が到来した時でありまして、路面凍結や大雪などが発生し、動力噴霧器のホースの破損や、その他1,000名もの職員の動員ということで、機械の操作に不慣れな方もいたということ、防寒対策が十分必要であるということが、今回得られた教訓の一つでございます。

それともう1点でございますけれども、今回、採れたウイルスでございます。

高病原性鳥インフルエンザというように、今まで採れたウイルスについては、感染して通常1日か2日ぐらいで鳥が発病し、大体3日から5日で高い死亡率を示すということが一般でございましたが、今回、採れたウイルスについては国の専門機関のその後の解析によりますと、非常にウイルスの感染力が弱く、また鳥から排せつされるウイルス量についても、通常のこれまでの物と比べて10分の1から100分の1程度であると。

また、感染させるためには、これまでの物より100倍の濃度が必要であるということが分かって、当然ウイルスも生き物でありますから様々なタイプがあると。それで香川県におきまして生産者の方から届出を受けて、通常結果が判明するまでに半日程度必要となるんですけれども、通常の2倍の時間が掛かり、結果が判明したのが翌日の夜10時であったと。

そういう経験も踏まえまして、今回新たに、必要な機器とか資材等の経費について、今回の議会に予算を計上させていただいたところでございます。

それで具体的な内容についてでございますけれども、防寒対策ということで防寒着やスコップ、そういう細々したものから始めて、動力噴霧器が故障したときの代わりの消毒装置であったり、消毒ポイントをいろんな所で実際設置するわけなんですけれども、狭い場所でも設置が可能なテントで丈夫な物、その他、消毒薬の整備などといったもろもろについての資材の確保、これが1番目でございます。

2番目は、遺伝子検査用機器の整備でございますけれども、通常その材料から遺伝子を抽出し、それを特殊な機械で数百億倍まで増幅させて、それで診断すると。極めて専門的で、検査については煩雑な作業が必要となるわけでございます。

ただ、その結果をもって農家の生産者の方の貴重な財産に対して殺処分命令を掛けるということですので、結果については極めて大きな責任があるということで、検査については非常に煩雑ではあるけれども、絶対エラーが発生してはならないということで、これまで手作業で行っていた人為的なミスが起きやすい部分を機械で全自動化するというところで、正確な診断を行うと。

また、検体数が多い場合についてもこの機器を活用することで迅速な処理につながるということで、整備するものでございます。

それと3番目の泡殺鳥機ということでございますけれど、これは発泡剤を水に溶かして極めて細かい微小な泡を作り、それを鶏舎内に噴霧し、鶏を安楽死させる方法でございます。



これはアメリカとか数十万羽、百万羽と非常に大規模な農業が存在する所において開発されたものでございまして、通常でしたら人間が1羽1羽捕まえて、それをポリペールに入れて炭酸ガスを入れるという方法が採られていましたけれども、それを数十万羽も実施するというのは、非常に時間が掛かるということと、作業者がウイルスに感染する危険性もあるということから、今回、泡殺鳥機を使うことでそういった作業を効率化すると。また、別の使い方としては今回の防寒対策として路面凍結により、防疫作業員の搬送に遅れが生じるようなときでも、この機器につきましては4トントラックでの搬送が可能であることから、先にこの機器を使って数人でも作業できますので、これで殺処分を行って、その後にごん包作業等に移っていくと。

それと、県内でも複数農場、大規模な農場で発生した場合、鶏舎数が10とか20ある場合、片方手前のほうからは県職員が殺処分を行い、反対側のほうからこの機器を使うことで迅速な殺処分措置につながるというものでございます。

4番目の農場から食鳥処理場での防疫訓練ということでございますけれども、今回分離されたウイルスというのは、非常に病原性が弱いということで、通常は感染してから1日から2日で発症するわけでございますけれども、今回のウイルスは4日から6日程度掛かったということです。食鳥処理場での発生ということも想定されるということで、危機管理部と農林水産部が連携した訓練を実施するものでございます。

以上の対策については、発生した場合に備えての対応でございますけれども、何よりも一番大事なのは発生させないということでございますので、養鶏農家の衛生対策を実施するというので、GAPという考え方がございますけれども、衛生対策に十分配慮しておりますので、講習会等の開催を進めていくことで、安全安心な生産と本県養鶏産業の振興に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

#### 達田委員

徳島県は非常においしい食鳥肉の生産がされているということで、私どももお値段といい味といい手頃でございますのでよく利用するんです。この鳥の生産をされている農家さんが、もしもこの鳥インフルエンザが発生してしまったという場合に、こういう機械でいろんな鳥の処理をしたときに生産者への補償というのはきちんとされるのでしょうか。

#### 新居家畜防疫対策担当室長

ただいま、鳥インフルエンザで処理した患畜の鳥の補償についての御質問でございます。

家畜伝染病予防法におきまして患畜については、評価した額の3分の1、患畜というのは、その1万羽いけば5羽検査して、それが検査の結果間違いなくそうであったと。残りの九千何百羽については疑似患畜、おそれがあるものとして評価した額の5分の4の手当金が国から支給されます。

ただ、平成22年度に宮崎県とか西日本中心に発生したことを受けて、特別手当金ということで、患畜が3分の1の手当金に3分の2がプラスされ、疑似患畜が5分の4に残り5分の1をプラス特別手当金ということで、全額補償されるということでございます。

全額補償されることで、生産者が安心して異常があった場合に速やかに県に届けが促さ

れるようにする仕組み、手当の制度があるということでございます。

達田委員

是非、安全安心の食の生産ということで取組を進めていただきたいと思います。

それで次なんですけれども、先ほど御説明を頂いたTPP11と日EU・EPA関連の試算で影響額が出ておりますけれども、TPP11にしても日EU・EPAにしても県内の総生産額と就業者数はプラスになるんですけれども、農林水産物に関しては総じてマイナスということです。工業製品等はいいんですけども、農林水産物が犠牲になっていくというようなことが数字に現れているんじゃないかと思うんですけれども、悪影響が及ばないような対策というのは、どういうふうにされていくのでしょうか。

小原農林水産政策課政策調査幹

ただいま、達田委員よりTPP11の農林水産業に与える影響と、それに対する対策について御質問を頂戴したところでございます。

本県では、前回、平成27年度に国の試算に基づきまして、既に対策を講じておるところでございます。まず守りを固めるということで、徳島県農林水産業未来創造基金による農林水産業の支援等をこれまでも実施してきたところでございます。

まず、そうした体質強化に今現在努めているところでございまして、今後とも引き続き、そうした支援を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

達田委員

農林水産部としては、こういう在り方については、もうやむを得ないというふうなお考えなんですか。

小原農林水産政策課政策調査幹

TPP11等の影響うんぬんということもいろいろ取り沙汰されておるところでございますけれども、いずれにいたしましても、農林水産業の体質強化対策というのは、様々な農林水産業が抱える課題がある中で、重要なことと認識しておるところでございます。やむを得ないというのではなくて、引き続きしっかりと体質強化策を講じてまいりたいと考えておるところでございます。

達田委員

私どもはこれを良しとするわけではありませんけれども、影響がありますよということが数字で示されている以上は、しっかりとした対策を取って、生産者が何を作っても駄目、何を生産しても駄目というような諦め感を持たないように、元気に生産ができるような対策を是非取っていただきたいと思いますということを申し上げて終わります。

臼木委員

達田委員と重複する点もあるんですが、質問させていただきたいと思います。

7月の豪雨災害はひどかったと思います。

私の地元では幸いなことに大きな被害は聞いておりませんが、ただ、隣の三好市の被害状況は毎日のように報道されており、少し雨の筋、線状降水帯が違えばと思うと冷や汗ものであると思います。

今日の報告によれば、林道の崩壊箇所が73か所と飛び抜けて多いが、県内、特に三好市の状況はどうであったのかお伺いしたいと思います。

私も会派としてもお見舞いを兼ねて現地視察をさせていただいたんですが、報道やテレビで見ている状況とは大きく違う山城地区やいろいろな所の崩壊、山崩れなど本当に現地を見せていただいて、びっくりするような被害だと思うんですが、お尋ねをしたいと思います。

#### 井関森林整備課長

ただいま、臼木委員より7月豪雨災害の林道災害について、特に三好市にはどのような災害があったかというふうな御質問を頂戴いたしました。

御存じのように、この7月豪雨災害、台風7号とそれと梅雨前線の影響によりまして、6月の終わりから7月の初めにかけて長期間にわたりまして大量の雨が降ったこと、それから、今委員から御指摘があったような線状降水帯が形成されることによって、短時間の記録的大雨が発生したところでございます。

これによって森林の有する山地災害防止機能の限界を超えたことによりまして、山腹崩壊、それから溪流崩壊が至る所で発生いたしまして、県内各地で林地、それから治山施設、それから今御指摘がありましたような林道施設に甚大な被害が生じたところでございます。

この異常な豪雨によりまして、林道関係では三好市をはじめといたしまして6市町33路線73か所が被災を受けて、被害総額は9億4,000万円となっているところでございます。

特に三好市におきましては、7月の月間平均降水量の3倍を超えるような記録的な大雨が降ったということで、林道施設におきましては、15路線48か所におきまして、路面の崩壊、路肩の崩壊、それからひどい所では本当に路体全部が崩落するような非常にひどい災害が発生しておりまして、三好市におけるこの林道被害は8億5,000万円、県内の9割を占めるような災害となっております。

#### 臼木委員

それだけの大きな被害に対して、県として今日までどのように対応していたのですか。お伺いしたいと思います。

#### 井関森林整備課長

県の対応についての御質問を頂戴いたしました。

県といたしましては、発災直後よりこの林道を管理しております市町と緊密に連携いたしまして、被災箇所の調査などの人的支援を行うとともに、先ほども述べましたように災害復旧には国補事業の林道施設災害復旧事業の実施に向けて、この市町の技術的支援を継続して実施したところでございます。

さらには、林道災害を所管いたします林野庁の専門職員の派遣を要請いたしまして、こ

の現地における技術的指導・助言を頂いてきたところでございます。

今後は、林道施設災害復旧事業の採択に向けまして、9月の末から3週にわたりましての災害査定が実施される予定となっております。事業費が確定後、速やかに着手できるように、引き続き技術的支援並びに林野庁との連絡調整に努めてまいりたいと考えております。

#### 臼木委員

農林水産部では今述べられたような数字のようですが、三好市長からの説明では県市合わせて、60億円を上回るような被害だとお聞きしております。

このような大災害の被害では、国の補助事業に向けて努力し事務を進めてきていらっしゃるとはお聞きをしているんですが、国補事業だけで十分対応できるような状況なんではないでしょうか。お尋ねしたいと思います。

#### 井関森林整備課長

ただいま臼木委員より、国補事業だけで十分なのかというふうな御質問を頂戴したわけですが、今回の災害におきましては、林道開設工事中に被災を受けたり、それから小規模な災害復旧事業の対象とならない災害も多発している状況でございます。

このためこのような災害にもきめ細やかな対応ができ、林道を早期復旧できて、それで木材の生産活動の早期再開できるような経費といたしまして、この度、県単独林道事業におきまして1億5,000万円の増額補正をお願いしているところでございます。

今後とも国補事業それと県単独事業これを効果的・効率的に組み合わせた上で、復旧・復興を加速いたしまして、中山間地域の主要産業であります林業の振興に努めてまいりたいと考えております。

#### 臼木委員

三好市長の説明ですと、林道の通行を中止させている所を速やかに通行させるような方法とか苦肉の策は取られているようではありますが、近隣の皆さんは非常に不便と今後また、第二被害というか、そのような状況にならないかということで連日、不安な夜を過ごされているようでございます。

一日も早い復旧・復興に向けて県として万全な体制をとっていただきますようお願い申し上げます。

#### 来代委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の調査を終わります。

議事の都合により休憩します。（11時57分）